

第1号様式（第6条関係）

大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

年度において、下記のとおり大分県燃料電池トラック導入支援事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう、大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 交付申請額（千円未満切り捨て）

3 事業完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 事業計画書（第2号様式）

(2) 収支予算書（第3号様式）

(3) 誓約書（第4号様式）

(4) 申請者が分かる資料

（法人登記簿写し（個人事業主の場合は営業許可証・開業届書・確定申告書の写し）及び申請者の概要・事業概要が分かるパンフレット等）

(5) 国補助金の交付決定通知書

(6) 導入予定の燃料電池トラックの概要が分かる資料（仕様書・カタログの写し等）

(7) 補助対象経費の内訳が分かる資料（燃料電池トラックの見積書や同規模かつ同等仕様のディーゼル自動車の価格等に関する資料等）

(8) 賃金増加率試算表（第5号様式） ※賃上げ枠のみ

(9) 賃上げ前の直近1か月分の賃金台帳の写し ※賃上げ枠のみ

(10) その他知事が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

1 事業実施主体の概要等

事業実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：
実施期間	交付決定日から 年 月 日
補助金申請額	円

2 事業内容

(1) 導入する燃料電池トラックの概要

燃料電池トラックのメーカー・車名、型式	メーカー 車名 型式
燃料電池トラックを導入する事業所	

(2) 導入スケジュール

発注・契約	月 日
完了	月 日

3 補助対象経費計算

※税抜き（単位：円）

経費区分	燃料電池トラックの導入費用①	同規模かつ同等仕様のディーゼル自動車②	国補助金の交付決定額③	補助対象経費④
金額				

④補助対象経費 = ① - ② - ③

第3号様式（第6条関係）

収 支 予 算 書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助金		
自己資金		
その他		
計		

支出の部

※税抜き（単位：円）

区 分	予算額	備 考
補助対象経費		
計		

## 誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約等における確認に利用することに同意します。

### 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員が役員となっている事業者
- (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
- (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
- (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
- (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事

殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日

第6号様式（第7条関係）

大分県燃料電池トラック導入支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
代表者  
住所（申請者の所在地）  
名称（申請者の名称）  
氏名（申請者の代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県燃料電池トラック導入支援事業について、下記のとおり変更したいので、承認されるよう大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第3号の規定により申請します。

記

1 変更交付申請額	金	円
既交付決定額	金	円
変更による増減額	金	円

2 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の3以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第7号様式（第7条関係）

大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付要綱第7条第1項第12号の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 大分県補助金等交付規則第13条の補助金の額の確定額  
（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）  
金 円
- 5 その他  
（1）別紙及び積算内訳を添付すること。（任意の様式可）  
（2）消費税確定申告の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

別紙

年度大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金に係る  
消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第8号様式（第8条関係）

大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付で交付申請のあった大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 国補助金において求められている期日までに車両登録を完了すること。
- (2) 国補助金において提出が求められている二酸化炭素削減効果等についての事業報告書を、国への提出と同時に、知事にも提出すること。
- (3) 補助事業の内容又は経費の配分の変更（知事が定める軽微な変更を除く。）をする場合は、変更承認申請書（第6号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けること。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (6) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (7) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間（ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）に定められている処分制限期間）を経過している場合はこの限りではないこと。
- (8) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、知事が必要と認めた場合は、取得後の利用状況を報告すること。
- (9) 財産のうち、一件当たりの取得価格が50万円以上のものを処分しようとするとき（大蔵省令に規定する耐用年数を経過している場合は除く。）は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (10) 知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。

- (1 1) 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
  - (1 2) 第6条第2項ただし書の規定により補助金の交付申請をした場合は、第13条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第7号様式)により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還すること。
  - (1 3) 補助対象となる燃料電池トラックは、大蔵省令に定められた耐用年数の期間内は、大分県内での登録とし、使用すること。
  - (1 4) 補助対象となる燃料電池トラックをファイナンスリース(転リースを含む。)により提供する契約を締結する民間企業においては、当該燃料電池トラックを、大蔵省令に定められた耐用年数の期間又はそれ以上の期間で契約するとともに、計画期間内は大分県内での登録とし、使用することを契約の条件に盛り込むこと。
  - (1 5) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。
- 2 この補助金の軽微な変更の範囲は、次のとおりとする。
- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の変更
  - (2) 補助対象経費の30パーセント以内の増減

(備考)

要綱第7条第1項第3号の規定による補助事業変更承認申請書(第6号様式)に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第9号様式（第11条関係）

大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金について、精算払の方法により交付されるよう、大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により請求します。

記

補助金額の確定額	請求額
円	円

振込先

銀行名

支店名

口座種別 普通・当座

口座番号

<フリガナ>

口座名義人

大分県燃料電池トラック導入支援事業実績報告書

年 月 日

大分県知事 殿

申請者  
代表者  
住所（申請者の所在地）  
名称（申請者の名称）  
氏名（申請者の代表者の氏名）  
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった大分県燃料電池トラック導入支援事業について、下記のとおり事業を実施したので、大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告します。

記

1. 事業の成果

2. 添付書類

- (1) 事業実績書（第11号様式）
- (2) 収支精算書（第12号様式）
- (3) 領収書又は請求書の写し
- (4) 実績が分かる写真等
- (5) 賃金増加率計算表（第13号様式） ※賃上げ枠のみ
- (6) 賃金増加率計算表対象外従業員一覧（第14号様式） ※賃上げ枠のみ
- (7) 実績報告前（賃上げ後）の直近1か月分の賃金台帳 ※賃上げ枠のみ
- (8) その他知事が必要と認める書類

第11号様式（第12条関係）

事業実績書

1 事業実施主体の概要等

事業実施主体	名称： 住所： 電話： 担当者： 資本金・出資金： 従業員数：
実施期間	交付決定日から 年 月 日
補助金申請額	円

2 事業内容

(1) 導入した燃料電池トラックの概要

燃料電池トラックのメーカー・車名、型式	メーカー 車名 型式
車両登録日	
車両登録ナンバー	
車体番号	
燃料電池トラックを導入する事業所	

(2) 導入状況

発注・契約	○月○日
完了	○月○日

3 補助対象経費計算

※税抜き(単位:円)

経費区分	燃料電池トラックの導入費用①	同規模かつ同等仕様のディーゼル自動車②	国補助金の交付決定額③	補助対象経費④
金額				

④補助対象経費 = ① - ② - ③

第12号様式（第12条関係）

収支精算書

収入の部

※税抜き（単位：円）

区 分	精算額	予算額	備 考
補助金			
自己資金			
その他			
計			

支出の部

※税抜き（単位：円）

区 分	精算額	予算額	備 考
補助対象経費			
計			

第15号様式（第13条関係）

大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金の額の確定通知書

第 号  
年 月 日

殿

大分県知事

年 月 日付けで提出のあった 年度大分県燃料電池トラック導入支援事業  
実績報告書に基づき、 年 月 日付け 第 号による交付決定通知に係る  
補助金の額 円については、金 円に確定したので、  
大分県燃料電池トラック導入支援事業費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。